平成２７年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市白浜町神田１丁目12番地　レオパレス白浜第一206、従前の住所兵庫県姫路市東山249番地１　レオパレスピンテック101号
債務者　松山　直文
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６７号
奈良県桜井市大字西之宮245番地の１　102号室
債務者　中野　リホ（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
香川県仲多度郡琴平町苗田575番地１スターリッチハイツ101号室
債務者　髙橋　樹生
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第６５号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目４番８号堀江寮Ｂ１棟213
債務者　山城　賢志
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１２１号
福岡県筑後市大字志55番地　介護老人保健施設のぞみ船小屋、住民票上の住所福岡県久留米市三潴町田川1426番地52
債務者　中山仁一郎
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県柳川市東蒲池135番地６　サンヒルズ東蒲池202号
債務者　江口嘉代子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
福岡県柳川市筑紫町181番地３　筑紫アパート10号
債務者　野田　麻理
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
福岡県柳川市佃町264番地11　県営住宅佃団地３棟203号
債務者　日髙真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬永田町15番20号
債務者　村田　和幸
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県薩摩川内市若葉町２番７号　102号室センチュリーハイツⅡ
債務者　中村　良一
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
北海道小樽市銭函２丁目16番1102号　リーセント銭函Ⅱ
債務者　福田　一人
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２６号
山梨県北杜市長坂町長坂上条3143番地　高松団地18―４
債務者　髙井由美子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
山梨県笛吹市御坂町下野原815番地11、前住所山梨県甲府市川田町358番地
債務者　茂木　洋之
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
長野県下伊那郡阿智村駒場686番地28
債務者　河合　利則
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２４号
岐阜県可児市下恵土792番地１　エメラルドガーデンⅠ―201
債務者　西山アビゲイル　クリスティンこと　ＹＯＵＮＧ　ＡＢＩＧＡＩＬ　ＣＨＲＩＳＴＩＮＥ　ＡＬＩＰＡＮＴＥ
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第９６号
三重県亀山市アイリス町10番地23
債務者　坂井　香織
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
津地方裁判所破産係